

# 委託契約書（案）

大仙市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇共同企業体（以下「受注者」という。）とは、次の条項により除排雪業務に関する委託契約を締結する。

- 1 業務名 大曲地域C工区除排雪および道路欠損部簡易補修業務委託(地域維持型JVによる  
試行)
- 2 委託番号
- 3 委託箇所 大仙市 大曲地域 西根内小友～藤木角間川を主とした区域
- 4 委託期間 令和2年11月1日 から 令和3年3月31日 まで
- 5 委託料  
業務委託料は、除雪機械、排雪機械、凍結防止剤散布車等の機械器具（以下「除排雪機械」という。）ごとに別表〇に定めた稼働単価に実稼働時間を乗じた額（以下「稼働費」という。）、固定費、待機補償料、別表〇に定めた袋詰凍結防止剤積込単価に凍結防止剤散布車への実積込袋数を乗じた額、別表〇に定めた道路維持パトロール単価にパトロール実施回転数を乗じた額及び調査職員が必要と認める費用の合計額に消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。  
排雪専用機械を用いた運搬排雪作業の業務委託料は、別表〇に定めた稼働単価に実稼働時間を乗じた額に消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。
- 6 契約保証金 免除

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、本契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書等（除排雪業務委託共通仕様書、除排雪用建設機械貸付仕様書、道路除排雪業務委託費積算基準、除雪情報提供システム用GPS端末等貸付仕様書、道路欠損部簡易補修業務仕様書（以下「仕様書」という。））に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書等を内容とする除排雪業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、発注者からの出動指示のほか、降雪が出動基準に達し交通に支障がある場合など、受注者自ら情報を収集のうえ判断を発注者に仰ぎ出動の場合は、速やかに遂行し完了させるものとし、発注者は、受注者からの完了報告を受けて、その委託料を支払うものとする。
  - 3 施工方法その他、業務を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
  - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書等に特別の定め

がある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

11 発注者は、この契約に基づくすべての行為を除排雪業務共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第3条 受注者は、業務委託の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（調査職員）

第4条 発注者は、除排雪業務の履行について監督を行う調査職員を定めたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも同様とする。

2 調査職員は、この契約並びに「仕様書」に定められた事項の範囲内において、必要な調査を行い、次条に規定する管理技術者に対し指示を与える等の職務を行う。

（管理技術者）

第5条 受注者は、業務委託の実施について、受注者に代わって業務を履行する現場作業員を指揮監督する管理技術者を配置し書面で発注者に通知しなければならない。

（貸付機械）

第6条 発注者から受注者へ貸付する除排雪機械器具等（以下「貸付機械」という。）の名称、規格又は性能、数量は、別表○に定めるところによる。

2 受注者が契約目的に使用する限りにおいて貸借料は無料とするが、受注者の責による損傷が発生した場合の修理費等については受注者が負担するものとする。なお、損傷が発生した場合にはその発生状況および損傷の程度を発注者に報告するものとする。

3 受注者は、貸付機械を善良な状態で保管しなければならない。

4 受注者は、業務委託を完了した場合、又は契約が解除された場合は、発注者の指定する期日までに貸付機械を返還しなければならない。なお、返還の際に著しい損傷があった場合には受発注者間で状況調査を行い、受注者の過失が認められた場合には改善指示書による指導の対象とする。

（損害のために必要が生じた経費の負担）

第7条 業務委託により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）により生じた必要経費は、受注者が負担するものとする。

（除雪情報提供システム稼働環境の整備）

第8条 受注者は、事務所及び除排雪機械において、大仙市除雪情報提供システム（以下「除雪システム」という。）を稼働させるため、必要な設備や環境等を整備するものとする。

(GPS端末等の搭載及び稼働状況公開の承諾)

第9条 受注者は、位置情報を発信するGPS端末及びGPSロガー（以下「GPS端末等」という。）を除排雪機械に搭載すること及び発注者が導入する除雪システムにより除排雪作業中の稼働状況等の情報についてインターネットを通じて公開することを承諾するものとする。

(GPS端末等の貸付)

第10条 発注者から受注者へ貸付するGPS端末等の名称、規格又は性能、数量は、貸付時に明細書の定めるところによる。

2 受注者が契約目的に使用する限りにおいて貸借料は無料とするが、受注者の責による損傷が発生した場合の修理費等については受注者が負担するものとする。

3 受注者は、貸付GPS端末等を善良な状態で管理しなければならない。

4 受注者は、業務委託を完了した場合、又は契約が解除された場合は、発注者の指定する期日までに貸付したGPS端末等を返還しなければならない。

(除雪業務の確認等)

第11条 受注者は、稼働日の翌日（大仙市の休日を定める条例（平成17年3月22日条例第10号）第1条の休日にあたる場合（以下「休日」という。）は、その翌日）までに除雪システムで除雪機械の稼働状況を確認のうえ日締め処理を行うものとする。

2 発注者は、前項で日締め処理された内容を審査し、その都度履行を確認するものとする。また、必要と認めるときは、業務委託の実施状況を現地で調査するものとする。

3 受注者は、前項の現地調査の結果、手直し作業を命ぜられたときは、遅滞なく当該作業を行い、発注者の再調査を受けなければならない。

4 前項の手直し作業に要した稼働時間は、業務委託料の支払いの対象にしない。

(排雪業務委託の確認等)

第12条 受注者は、排雪業務を行う必要がある場合には、事前に排雪作業計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

2 発注者は、前項の計画書が提出されたときは遅滞なく内容を審査するものとする。

3 受注者は、排雪業務が終了したときには、遅滞なく実績報告書を提出しなければならない。

4 発注者は、実績報告書の内容を審査し、その都度履行を確認するものとする。また、必要と認めるときは、業務委託の実施状況を現地で調査するものとする。

5 受注者は、前項の現地調査の結果、手直し作業を命ぜられたときは、遅滞なく当該作業を行い、発注者の再調査を受けなければならない。

6 前項の手直し作業に要した稼働時間は、業務委託料の支払いの対象にしない。

(実績検査)

第13条 発注者は、除雪システムにより集計された除雪業務の稼働実績について次の各号に定めるところにより検査しなければならない。

(1) 除雪業務については、各月分について翌月5日までに行うものとする。

(2) 排雪業務については、1件の排雪作業計画書毎に実績確定の日から5日以内に行うものとする。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 除雪業務の稼働費の算定は、機械毎に1ヶ月の稼働時間の合計に単価を乗じて得た額とし、排雪業務の稼働費の算定は、機械毎に1件の排雪計画の稼働時間の合計に単価を乗じて得た額とする。なお、これら金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

この他、除雪業務及び排雪業務の稼働時間に係る最少時間単位を5分単位とする。

3 固定費は、除排雪機械等の稼働の有無にかかわらず別表○に定めた固定費の額を11月請求分より毎月定額で支払うものとし、固定費の対象となる除排雪機械は前年度の稼働実績等を勘案し発注者が指定する。

4 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(基本待機補償料)

第15条 別表○に定める基本待機時間に待機補償単価を乗じた金額を基本待機補償料とする。

2 基本待機補償料の対象となる除排雪機械は、前年度の稼働実績等を勘案し発注者が指定する。

3 受注者は、基本待機補償料に10分の5を乗じて得た額の範囲内の額の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

4 受注者は、次表に定める基準日において前条第2項の規定による月別稼働費時間の累計が基本待機時間に月別上限率を乗じた時間（以下「月別上限時間」という。小数点未満切捨）に満たない場合は、その満たない時間（以下「待機補償時間」という。）に待機補償単価を乗じた額を待機補償料として次表の定めにより請求することができる。

基準日	月別上限率	請求時期
12月31日	60%	12月分の業務委託料の請求日
1月31日	80%	1月分の業務委託料の請求日
2月28日	90%	2月分の業務委託料の請求日
3月31日	100%	3月分の業務委託料の請求日

5 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

6 第3項の前払金及び第4項の待機補償料は、翌月の請求において精算するものとし、精算額に不足が生じた場合は、稼働費の一部に充当するものとする。

(契約内容の変更)

第16条 発注者は受注者と協議の上、必要があると認めるときは、業務委託料、履行期間、その他の契約内容を変更することができる。

(業務の中止)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 出勤指示に達した場合、また達すると予想される場合に、その責に帰すべき理由により、速やかな除雪業務の遂行が行われないうち、又は所定の時間帯までに除雪業務を完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 規定する任意保険に加入しないとき。
- (3) (1)(2)に掲げるもののほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) プロポーザル提案書の内容の履行が不可能と判断される時。ただし、プロポーザルによる契約でない場合は、対象としない。
- (5) 受注者(受注者が除雪共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当する時。
  - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 発注者は、受注者がこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

3 発注者は、第1項又は2項の規定により契約を解除したときは、業務委託の終了した部分を確認し、相応する業務委託料を支払わなければならない。

4 第1項又は2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料(業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(完了検査)

第19条 受注者は、業務が完了したときは、業務委託完了届を提出し発注者の検査を受けなければならない。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者は別紙除雪等業務共同体協定書により、契約書記載の業務を共同連帯して履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 大仙市大曲花園町1番1号  
氏 名 大仙市  
大仙市長 老 松 博 行

受注者 氏名  
代表者 住所  
氏名 印

構成員 住所  
氏名 印

構成員 住所  
氏名 印

構成員 住所  
氏名 印

構成員 住所  
氏名 印